# 鹿児島県公報

平成31年3月29日(金)第3506号の11



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○駐在機関の廃止(※)
- ○駐在機関の設置の一部改正(3件)(※)
- ○吹上浜県立自然公園区域の変更(※)
- ○吹上浜金峰山県立自然公園の公園計画の変更及び概要
- ○吹上浜金峰山県立自然公園区域内における特別地域の変更(※)
- ○駐在機関の廃止(※)

- (税務課取扱い) 1
- (生活・文化課取扱い) 1
  - (自然保護課取扱い) 2
  - (自然保護課取扱い) 2
  - (自然保護課取扱い) 2
  - (産業立地課取扱い) 3

告示

### 鹿児島県告示第319号

平成22年3月30日鹿児島県告示第377号(駐在機関の設置)をもって設置した大島支庁総務 企画部県税課徳之島町駐在機関は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

# 鹿児島県告示第320号

平成6年6月29日鹿児島県告示第1056号(駐在機関の設置)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「総務部県民生活局生活・文化課霧島市駐在機関」を「総務部文化スポーツ局文化振興 課霧島市駐在機関」に改める。

#### 鹿児島県告示第321号

平成8年4月1日鹿児島県告示第686号(駐在機関の設置)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「総務部県民生活局生活・文化課鹿児島市駐在機関」を「総務部文化スポーツ局文化振興課鹿児島市駐在機関」に改める。

#### 鹿児島県告示第322号

平成12年9月29日鹿児島県告示第1194号(駐在機関の設置)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「総務部県民生活局生活・文化課湧水町駐在機関」を「総務部文化スポーツ局文化振興 課湧水町駐在機関」に改める。

#### 鹿児島県告示第323号

県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)第5条第1項の規定により、吹上浜県立自然公園の区域(昭和28年3月31日鹿児島県告示第266号をもって指定)を次のとおり変更し、同公園の名称を「吹上浜金峰山県立自然公園」に改める。

なお,変更後の区域図は,鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所に備え置いて縦覧 に供する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

1 変更後の区域の所在地

日置市、いちき串木野市及び南さつま市

2 変更後の区域

日置市東市来町湯田,東市来町伊作田,東市来町神之川,東市来町南神之川,日吉町神之川,日吉町山田,日吉町日置,日吉町吉利,吹上町永吉,吹上町小野,吹上町花熟里,吹上町中原,吹上町今田,吹上町入来及び吹上町和田の各一部

いちき串木野市羽島, 荒川, 野元, 照島, 別府, 小瀬町, 長崎町, 西島平町, 東島平町, 湊町及び大里の各一部

南さつま市金峰町大野,金峰町池辺,金峰町高橋,金峰町宮崎,金峰町尾下,金峰町大坂,加世田高橋,加世田唐仁原,加世田宮原及び加世田益山の各一部

これらの地域の地先海岸

3 変更後の区域図(省略)

#### 鹿児島県告示第324号

県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)第6条第1項の規定により、吹上浜金峰山県立自然公園に関する公園計画を変更したので、その変更後の概要を次のとおり告示する。

なお,変更後の公園計画を記載した図書は,鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所 に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保護のための規制に関する計画
  - (1) 特別地域の指定

	指定する区域	特別地域の区分
日置市,	いちき串木野市及び南さつま市の各一部	第2種特別地域

(2) 乗入れ規制地域の指定

	指	定	す	る	区	域	
日置市、いちき串木野市及び南さつま市の各一部							

2 利用のための施設に関する計画

単独施設

施設箇所	施設の種類	施設の位置
長崎鼻	宿舎及び休憩所	いちき串木野市長崎町及び小瀬町
照島	休憩所	いちき串木野市西島平町
戸崎鼻	展望施設	いちき串木野市大里
江口	宿舎	日置市東市来町湯田
天神ヶ尾	野営場	日置市日吉町日置
中原	運動場	日置市吹上町中原
今田	宿舎	日置市吹上町今田
薩摩湖	園地	日置市吹上町今田
金峰山	園地	南さつま市金峰町尾下

3 公園計画図(省略)

#### 鹿児島県告示第325号

# 鹿 児 島 県 公 報 平成31年3月29日(金)第3506号の11

県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)第18条第1項の規定により、吹上浜金峰山県立自然公園の特別地域の区域(昭和32年4月15日鹿児島県告示第304号をもって指定)を次のとおり変更する。

なお,変更後の特別地域の区域図は,鹿児島県環境林務部自然保護課及び関係市役所に備え 置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 変更後の特別地域の区域

特別地域の区分	変更後の区域
第2種特別地域	日置市内南薩森林計画区国有林71林班及び78林班の全部並びに同
	国有林68林班,70林班,72林班及び73林班の各一部並びにこれらの
	地先海岸
	日置市吹上町中原及び吹上町今田の各一部、同市東市来町伊作田
	の一部の地先海岸並びに同市東市来町神之川,東市来町南神之川,
	日吉町神之川、吹上町永吉及び吹上町小野の各地先海岸
	いちき串木野市内南薩森林計画区国有林67林班の全部及びその地
	先海岸
	いちき串木野市小瀬町,長崎町,西島平町,東島平町,照島,別
	府及び大里の各一部並びにこれらの地先海岸
	南さつま市内南薩森林計画区国有林73林班の全部並びに同国有林
	80林班から82林班までの各一部並びにこれらの地先海岸
	南さつま市金峰町高橋、金峰町宮崎、加世田益山、加世田高橋、
	金峰町大野、金峰町池辺及び金峰町尾下の各一部並びに同市金峰町
	大野、金峰町池辺及び金峰町高橋の各地先海岸

2 変更後の特別地域の区域図(省略)

# 鹿児島県告示第326号

平成29年3月31日鹿児島県告示第442号(駐在機関の設置)をもって設置した大島支庁総務 企画部奄美市駐在機関は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓